

活動団体の公募に係る応募書類審査の手順について

1. 有識者会議による審査

外部有識者等により構成する「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）において、提出された応募書類の内容について審査を行う。なお、有識者会議は、非公開とする。

2. 応募書類の審査方法

- (1) 有識者会議の各委員は、活動団体の公募に係る審査基準及び採点表【別添2】（以下、「採点表」という。）に基づき、応募団体毎に以下の採点基準により採点を行う。

【採点基準】

	①	②	③
・ A（良い）	10点	（20点）	【30点】
・ B（やや良い）	7点	（14点）	【21点】
・ C（普通）	5点	（10点）	【15点】
・ D（やや悪い）	3点	（6点）	【9点】
・ E（悪い）	0点	（0点）	【0点】

①の採点基準については、②、③を除くすべてを対象とする。

②（ ）内の採点基準については、2（2）及び3（2）のみを対象とする。

③【 】内の採点基準については、2（1）のみを対象とする。

④主な活動地域が、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域（第2条第1項に規定する過疎地域）に該当する場合には、①～③の合計点に、5点を加点する。

- (2) (1) の各委員の採点表の採点を応募団体毎に合計した後、委員数で除して、小数第二位を四捨五入した平均点を求め、その点数を当該団体の得点とし、得点の高い順に応募団体の順位を決定する。

- (3) 複数の応募団体の(2)で算出した得点と同点の場合、次の①から⑤までの優先順位により順位を決定する。

- ① 「A」の数が多い応募団体
- ② 「A」の数と同数の場合は、「B」の数が多い応募団体
- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い応募団体
- ④ 「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多い応募団体
- ⑤ 「D」の数も同数の場合は、委員の多数決による。

(4) (1) ~ (3) の採点結果を取りまとめ、上位 20 番目程度の応募団体の点数を目安に、有識者会議において審議のうえ、選定評価基準点を定めるとともに、選定評価基準点以上の団体を選定候補とする。

特に、選定評価基準点の近辺の団体（選定評価基準点±5点）については、集中的に選定の適否を審議し、最終的な選定団体を決定する。